

トップなあなたを24時間サポート

トップ保険

傷害総合保険(交通事故危険のみ死亡・後遺障害保険金倍額支払特約セット)



Web約款のご利用をおすすめしています。

「Web約款」は、インターネットを利用して、弊社のホームページでご覧いただける約款です。ご契約時に、「冊子の約款」の送付に代えて、「Web約款」を選択いただいた場合、弊社より沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体等に寄付させていただきます。また、

「Web約款」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



申込書にてWeb約款をご選択いただく。



紙やインク、エネルギーが削減される。



紙資源となる森林保全に貢献する。



サンゴ保全活動に寄付する。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ(<http://www.daidokasai.co.jp/>)に掲載しています。

大同火災のトップ保険

1 手厚い補償

会社役員をはじめ、労災保険などの社会保障制度の対象とされていない方々の場合はなおさらご本人の社会的地位や収入にみあった万全の備えが必要です。大同火災のトップ保険は、地位あるあなたの不慮の傷害に対し、経済的補償をお約束する保険です。

2 24時間問わず補償いたします

業務中・外および国内外を問わず、交通事故からご家庭内のケガ、さらにはレジャー中の思わぬケガにいたるまで、あなたをお守りします。

3 交通事故の補償を厚くしました

沖縄県の交通事故による死傷者は1日あたり約22人*!! 大ケガにつながる交通事故に備えて交通事故による死亡・後遺障害の補償を厚くしました。

★たとえばEタイプご加入の方が交通事故でお亡くなりになった場合

→5,000万円(死亡保険金)×2倍(交通事故による死亡・後遺障害保険金倍額)お支払いします。

※沖縄県警察本部交通部交通企画課「沖縄県交通白書」平成25年度版より

4 他の制度とは関係なくお支払い

生命保険や健康保険からの給付、あるいは加害者からの賠償金とは関係なく保険金をお支払いします。

次のような偶然な事故によりケガを被ったとき

または法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

主な傷害事故の例



主な賠償事故の例



お支払いする保険金の種類

1. 基本補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ・無免許運転、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ・妊娠・出産・早産・流産 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー等の危険な運動中のケガ ・道路以外の場所で自転車、オートバイ、原動機付自転車等による競技、競争、興行、試運転をしている間のケガ <p>など</p> <p>※次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。</p> <p>●保険契約者、被保険者、保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合</p> <p>など</p>
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数(180日間限度) (注)事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため手術を受けられた場合	入院保険金日額 × 10倍または5倍* *入院中の手術⇒10倍 外来の手術⇒5倍 (注1)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および先進医療に該当する手術が対象となります。ただし、一部の手術を除きます。詳しくはご契約のしおりをご確認ください。 (注2)1事故につき1回の手術に限ります。	
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診による治療を含みます。)された場合	通院保険金日額 × 通院日数(90日間限度) (注1)通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガにより弊社で定める所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着したときは、その日数についても通院したものとみなします。手指や足指の骨折で「指」のみをギプスで固定した場合等については対象外となります。 (注2)事故の日から180日以内の通院が対象となります。	

※上記ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

2. タイププランにセットされる特約

特約	概要
熱中症 危険補償特約	日射または熱射による身体障害を被った場合に、普通保険約款に規定する、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。 また、事故時点において被保険者が次のいずれかに該当する場合は、死亡保険金についてもお支払いの対象となります。 ① 満23歳未満であること ② 学校教育法に定める学校の学生および生徒であること
交通事故 危険のみ死亡・ 後遺障害保険金 倍額支払特約	死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いする場合において、被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当するケガに限り、死亡保険金または後遺障害保険金を2倍にしてお支払いします。 ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ ③ 道路通行中の被害者に生じた作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故 ④ 被保険者が、交通乗用具の火災によって被ったケガ (注) 交通乗用具とは、自動車、自転車、電車、航空機、船舶などをいいます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
日常生活賠償 責任特約	日本国内において、日常生活上の偶然な事故や自宅の所有または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担した場合、1事故につき保険証券記載の保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用のうち、あらかじめ弊社の書面による同意を得た費用等もお支払いします。 (注1) この特約における被保険者は、①本人、②配偶者、③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子です。 (注2) 法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引き受けします。ただし、条件によってはお引き受けできない場合がありますのでご注意ください。 (注3) 被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。

タイププラン以外にも、補償内容や保険金額をお客さまの個別のニーズに応じて選択できるフリープランでのご契約も可能です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
※フリープランでご契約される場合においても、「熱中症危険補償特約」、「交通事故危険のみ死亡・後遺障害保険金倍額支払特約」については自動セットとなります。

※「被保険者」とは、保険の補償を受けられる方をいいます。

●保険金額等の引受条件について●

- 保険金額の設定について、以下の点にご注意ください。
 - ・被保険者の方の年齢・年収などに照らして、適正な金額となるように設定してください。
 - ・入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。
 - ・ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は被保険者ごとに同種の危険を補償する他の保険契約と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。
- 同種の危険を補償する他の保険契約がある場合は、申込書の「同種の他の保険契約など」欄に必ずご記入ください。

●ご契約タイプと保険料(年間)

プラン記号		A	B	C	D	E					
保険金額	死亡・後遺障害	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円					
	入院日額	7,500円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円					
	通院日額	5000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円					
	賠償責任保険金額(免責金額なし)	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円					
		初回払あり	初回払あり	初回払あり	初回払あり	初回払あり					
保険料	一時払	40,470円	39,670円	79,940円	78,370円	97,140円	95,170円	114,340円	111,970円	131,540円	128,770円
	12回分割払(月払)	3,550円	3,470円	7,000円	6,850円	8,510円	8,320円	10,010円	9,790円	11,520円	11,260円

(注)上記ご契約タイプは事務関連業務(職種級別A級)に従事されている方の保険料となっております。職種級別B級に該当する業務に従事される場合は保険料が異なります。また、ご年齢が70歳以上となる場合は、タイププランでのご契約を制限することがあります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

●万が一事故にあわれたら●

- すぐにお近くの取扱代理店または弊社事故受付センター窓口(下記参照)にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や損害賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、重複する他の保険契約等がある場合には、他の契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。
- 事故により高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合には、弊社の承認を得て、所定の方^(注)(以下、「代理請求人」といいます。)が保険金を請求できることがあります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本制度については、代理請求人となる方にも必ずご説明ください。

(注)①被保険者と同居または生計を共にする配偶者

②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合)

③上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族(上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合)

●その他ご注意いただきたいこと●

- 申込書等に☆または★が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください(弊社代理店には告知受領権があります。)
- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- ご契約のお申込みを撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 損害保険制度が健全に運営され、保険金のお支払が正しく確実に進むよう、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいた上でご契約ください。

このパンフレットは「トップ保険(傷害総合保険(交通事故危険のみ死亡・後遺障害保険金倍額支払特約セット))」の概要をご紹介したものです。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間:午前9:00~午後5:00(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

受付時間:平日(午前9:00~午後5:00)

TEL.098-869-3119(事故受付センター)

受付時間:平日夜間(午後5:00~翌朝9:00)土日・祝日および12/31~1/3

☎ 0120-091-161(事故受付センター)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

「この島の損保。」

 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

(ホームページアドレス) <http://www.daidokasai.co.jp/>

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:午前9:15~午後5:00(土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

●お申し込み・お問い合わせは